

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

いじめは、どの児童にも起こる可能性があり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。また、教職員が気づかないように行われていることがある。こうした事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないために、教職員が日頃からアンテナを高く保ち、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、いじめではないかと疑いをもった時点から、すみやかに学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に生活を送ることができる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信が育まれるような授業づくり、学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、規律ある態度、自己有用感を育て、仲間とともに成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策組織として「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えや相談を特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

《 いじめ・不登校対策委員会の構成員 》

・校長	・教頭	・教務主任	・校務主任	・学年主任
・保健主事	・養護教諭	・生徒指導主任	・所属学級担任	
(必要に応じて) ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー				

《 いじめ・不登校対策委員会の役割 》

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

ア 年度初めの職員会で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

イ 週に1度、全職員でいじめを含めた生徒指導上の諸問題についての情報交換会を開き、指導方針・指導方法について検討する。

ウ いじめについてのアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

随時、学級・学年通信、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価等を発信する。

(4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

イ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

ウ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学校づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめ（ネットによる誹謗・中傷）の加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ これまで非行防止のパトロールやキャンペーンに協力をしていただいた地域の方々（少年センター、民生児童委員、公民館の方々等）に、非行防止に加えて、いじめ防止の活動への参加をお願いする。
- カ 光陵中学校ブロックの学校（光陵中学校、原山小学校、八幡小学校、萩山小学校）におけるいじめ防止の活動について、小学校同士および小学校と中学校の情報交換・連携を密にして、地域一体となったいじめ防止をめざす。

(2) いじめ早期発見の取組

- ア Q-Uテストや教育相談、いじめアンケートを定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ いじめられている被害者の心の内面を考えて、いじめアンケートや教育相談だけでは見えてこない「いじめ」の実態を把握する。

児童は成長するにつれて、「自分がいじめられている」と感じたときに、できるだけ自分の力で解決しようとする場合が多い。「自分がいじめられている」と告白することは、「自分は弱い人間である」と認めることであると思ったり、親に心配をかけたたくないという気持ちになったりすることがそうさせるのかもしれない。

アンケートや相談活動の時に、正直に「いじめられている、いやがらせを受けている」と答えることができなかつたり、周囲の大人や教師、友人に相談することができずに、自分で解決方法を見つけようとしてあがき苦しんでいたりする児童がいることを常に念頭に置く必要がある。

最終解決として、不登校になったり、転校をしたり、または自殺を選んでしまった「いじめの被害者」には、言葉に表すことのできなかつたサインが必ずあったはずである。それらのサインを見逃さないように児童と向き合っていかなければならない。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

- エ 教職員の共通理解、保護者の協力のもと、場合によってはスクールカウンセラー等の専門家、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価および保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者に配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

